

# 羽の情報便

## 青色申告の特典を活かして節税を！

青色申告には数々の特典があります。大きく8つの分類がありますので白色申告の方はご検討されてみてはいかがでしょうか。

### 1. 青色申告特別控除

一定の要件を満たしていれば所得金額から65万円の特別控除を受けられます。事業所得もしくは不動産所得があり、複式簿記により記帳（貸借対照表等を作成する必要があります）していることが条件となります。また条件を満たしていなくても10万円の特別控除を受けることができ、こちらは山林所得についても適応されます。

### 2. 青色事業専従者給与

家族が従業員として働いている場合、その給与は、青色事業専従者給与として、適正な範囲内までは必要経費に算入できます。白色申告では事業専従者控除として86万円までしか控除が受けられませんので大きな節税のポイントになります。

### 3. 順損失の繰越還付

赤字の所得金額（純損失）を翌年度意向3年間繰越してその年の所得金額から差引くことができます。

### 4. 純損失の繰戻還付

赤字（純損失）が出た場合に、純損失の金額を前年に繰り戻して、前年に納めた所得税の還付を受けることができます。（前年に所得税を納めていることが前提です。）

### 5. 家事関連費用の必要経費算入

電気代や水道光熱費、家賃など、家事関連費用のうち事業に使ったことが明らかな部分を必要経費として算入することができます。

### 6. 推計課税の制限

白色申告者に対しては、事業の規模、収入、支出の状況等により税務署長が所得金額を推計して課税することができます。しかし青色申告者に対しては、帳簿書類を調査し、所得の計算に誤りがあった場合のみに課税されるという制限がつけられています。

### 7. 引当金の繰入れ

貸倒引当金などの引当金の繰り入れが認められます。

### 8. 特別償却・割増償却

各種の減価償却資産についての特別償却や割増償却が特典として認められていま

青色申告の特典を活かして節税を



## 当社の運営サイトのご紹介

経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>

スタッフブログ更新中！  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>

当社の最新情報が満載！  
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。  
まぐまぐ！ (<http://www.mag2.com/>) melma！ (<http://melma.com/>)

## 12月の税務カレンダー

12月10日(月)

本年11月分源泉所得税・住民税の納付

12月下旬

固定資産税(都市計画税)第3期分の納付

\*条例による



1月4日(金)

本年10月決算法人の法人税等・消費税確定申告

翌年4月決算法人の法人税等中間申告

所得税予定納税額第2期分の納付(個人)

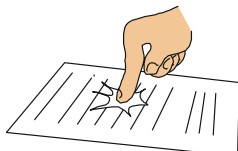
給与所得の年末調整(本年最後の給与支払い時)

給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得等特別控除申告書の提出(本年最後の給与支払い時)

### ムダな会費は結構ある

どんな会社でも色々な団体や会合に入って結構な額の会費を払っています。例を挙げればキリがないのですが、法人会、商工会、同業者組合、親睦会、取引先の協力会など、入会時には意味があっても数年経つと全く活用できていないのに会費を払い続けているということがよくあります。

取引先の協力会もその会社と取引がもう無くなっているにもかかわらず、会費を払い続けていることも多いです。請求書が毎年届いて振り込むのであれば気が付くのですが自動引き落としが多いので、ムダな経費を知らず知らずのうちに払ってしまっています。年末ということもありますので是非一度チェックされてみてはいかがでしょうかでしょう。



## コスト削減術

### 経理事務員のアウトソーシングで経費をカット

社員一人を雇う仕事ではないが経理の仕事がたまってしまって困っている企業・店舗様へ、週一日からの経理事務員の派遣で経費カット。

### 設備投資一切無しで、月々の電気代を最大40%コストカット

経費削減したいけど何をしたらいいのかわからない。そうゆうお悩みでしたら、電気代を見直してみてもいかがでしょうか？

**完全成功報酬制ですので、電気代削減が実現するまで一切費用はかかりません。**

手数料3万円と削減金額の一部を1年間頂きまして、報酬とさせて頂いております。

一泊以上の入院で、5万円の給付金が受け取れる保険をご存知ですか？  
従来の医療保険との組み合わせで、高額な入院費を効果的にカバーできます。

歴史に残る、今では笑える税金の実話です！

## おもしろ税金ものがたり(4)



### 独身税

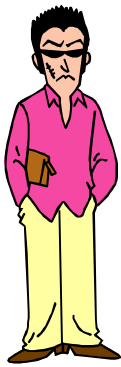
ブルガリアで生まれた税金ですが、労働力人口の不足で、人口増大策がこの国の重要な柱となっていたため、独身者は収入の5~10%の「独身税」が徴収されていました。旧ソ連時代には「独身者・小家族者税」という税金があり、母子への経済援助と託児所などの福祉施設の維持に充てる目的税でした。独身貴族のような者から課税する税金ですが、独身女子には、負担免除という妙な優しさがあったそうです。

### つばめの巣税

つばめの巣税は、インドネシアなどの東南アジア諸国にあった税金で、高級な中華料理のスープなどに使われているつばめの巣に課税されていました。海つばめの巣を取る人にかかる許可料・独占料として位置づけにされました。



# お客様からのQ & A



金額を除くことになっています。

損失の金額は保険金などで補填される金額を除くことになっています。

雑損控除とは、災害・盗難・横領などにより、生活に必要な資産に損害が出た場合に、それに応じた金額が控除されるものです。

対象となるのは、震災、風水害など自然現象の異変による災害、火災、火薬類爆発での被害、盗難・横領の被害、害虫などによる災害の被害額が対象となっていますので、詐欺や脅迫などによる被害額は残念ながら雑損控除の対象にはなりません。

個人的に詐欺の被害にあつてしま  
い大きな損害を受けました。  
これを雑損控除の対象として申告  
することはできますか？

## 税金まめ知識（第4回） 法人税とは

法人税は、所得を課税の対象として法人が納税する国税の一種です。一般的な営利法人のほか、公益法人や人格のない社団なども収益事業を営む場合には、法人税の納税義務を負うことになります。

法人税は、所得税に比べるとかなり簡素な計算方法を採用しています。一般の会社は、すべて利益を得るために組織されるとの定義を前提に本業で得た利益も、財テクで儲けた営業外収益も、土地や不動産を売って得た特別利益も全て合算し、当期利益という1つの数値に対して課税することになっています。

但し、決算上の当期利益がそのまま課税所得になるのではなく、法人税では、株主総会で承認された決算書の当期利益を課税のベースにしています。（このことを確定決算主義と呼びます。）決算で経費として承認されたものでも税務上の理由から経費と認められないものや、逆に決算では利益に計上しても課税しなくてもよい項目などがあり、それらを当期利益に足したり引いたりして最終的に課税所得を算出する仕組みを採用しています。

法人税の税率は、所得金額の大きさにかかわらず、単一の30%という比例税率が適用されます。所得税や相続税では、課税対象額が増えるにつれて負担する税率が上昇する累進課税が採用されていますが、会社は個人とは異なり全て同じ条件の下で活動しているという前提から比例税率が採用されています。

中小企業には優遇措置があります。中小法人の軽減税率で資本金1億円以下の法人に対しては、年間所得金額のうち800万円以下の部分に対して22%の軽減税率が適用されます。このように資本金1億円以下の会社は弱者と位置づけ、下表のような負荷軽減を計る措置が導入されています。

### 法人税額の計算例

資本金8,000万円の株式会社が年間1,200万円の所得を得た場合の法人税

$$800万円 \times 22\% + (1,200万円 - 800万円) \times 30\% = 296万円$$

| 項目            | 中小法人（資本金1億円以下）                                    | 大企業              |
|---------------|---------------------------------------------------|------------------|
| 交際費の損金算入限度額   | 年間400万円以下の交際費については支出額の90%を損金算入                    | 損金算入は不可          |
| 少額減価償却資産の損金算入 | 取得価額30万円未満の資産を上限300万円まで全額損金算入                     | 通常の減価償却          |
| 機械等の特別償却      | 160万円以上の機械等は通常の償却費以外に30%の特別償却。これに加え取得価格の7%の税額控除も有 | 通常の減価償却（税額控除もなし） |
| 法人税率          | 年間800万円以下の部分について22%、800万円超の部分は30%が適用              | 一律30%            |



# 今月のコラム

今年も早いもので師走となりました。この前お正月だったと思つたら、春が来て、夏が過ぎ、秋だと思つたらもう十二月なんて・・・なんて早いのもかと呆然としてしまいます。これって充実していたのか？何も進歩がない平凡な日々だったのか？子供のころはもつと一年が長かったような気がするのは私だけでしょうか。ある説では、だんだん年をとると脳細胞が退化して（笑）、いろいろなことを覚えられないので、（確かに小学校のころは、一日一日を朝から晩までもつと鮮明に覚えていたような気がします。）大きなイベントや忘れられない事象は覚えていても、その間の日々のことが消えて、ビデオのコマ送りのように早く感じてしまうというお話です。医学的にどうかはさておいて、大人になるといろいろ大変なことも多いので神様が嫌なことを引きずらないようにしてくれたのかもしれないせん・・・年末は、忘年会やクリスマスなど楽しいイベントも沢山あります。年に一度しか会えない人達とも忘年会という席を利用してお会いできたりするのもこの時期ならではの楽しみです。大掃除、年賀状・・・あと伝票の整理（ちよつと会社の宣伝！）も忘れずにバツチリ二年の締め括り頑張りますよつ。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

- 記帳作成・決算処理からカウンセリングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします -

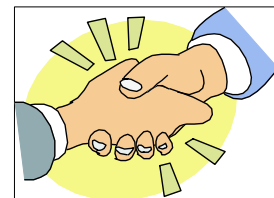
### 記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～  
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～  
個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

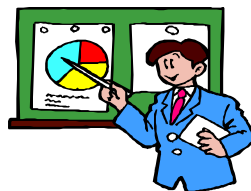
### 伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～  
領収書、レシートの仕訳け・貼り付け  
試算表作成(ご希望の方)  
決算報告書の作成



< お電話にて、ご相談下さい。 0120-979-987 >

- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング



- ・会社住所： 〒110-0016 台東区台東1-33-6 セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp

1年の締め括りの1ヶ月です！  
確定申告への準備もそろそろ始めましょう。

